

(別表1)

区分	補助対象経費	補助金の額								
介護テクノロジー等の導入支援	<p>【ア重点分野に該当する介護テクノロジー】 経済産業省と厚生労働省が定める「介護テクノロジー利用の重点分野」（以下「重点分野」という。）に該当する機器等を導入する際の経費を対象とする。</p> <p>【イその他】 アによらず、介護従事者の身体的負担の軽減や、間接業務時間の削減等の業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための職場環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながると県が判断した機器等を対象とする。</p> <p>「その他」と認められる例：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移乗や移動を支援する機器であり重点分野に該当しない機器（床走行式リフト等） ・ 介護施設等における調理支援などの職員の負担を軽減する機器（一括で調理支援を行う機器、加熱・冷蔵機能等を備えた配膳車や配膳ロボット等） ・ 生産性向上に資する福祉用具（例えば訪問介護事業所で使用するスライディングボード等） ・ 職員間の情報共有や職員の移動負担の軽減など効果的・効率的なコミュニケーションを図るための機器（インカム等） ・ バックオフィスソフト（電子サインシステム、給与、勤怠管理等） ・ バイタル測定が可能なウェアラブル端末 等 <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同一年度内に複数の機種を同一の目的のために導入する場合、複数の機種への補助は対象とならない。 ・ 販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあるものを対象とする。開発に要する経費は補助対象とならない。 ・ 「福祉用具情報システム」（（公財）テクノエイド協会が提供。以下「TAIS」という。）で 	<p>(ア) 1 機器につき、左の経費の実支出額に補助率5分の4を乗じた額を算出する。ただし、算出した額に千円未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(イ) (ア) で算出した額と、次の表の①欄に定める介護ロボットに応じた②欄の基準額とを比較して、少ない方の額以内の額を補助金の額とする。</p> <p>表1 介護テクノロジーの導入支援</p> <table border="1" data-bbox="938 958 1453 1637"> <thead> <tr> <th data-bbox="938 958 1286 1010">①対象経費の種類</th> <th data-bbox="1286 958 1453 1010">②基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="938 1010 1286 1294"> 【ア介護テクノロジー】 重点分野で示す機器等のうち「移乗支援（装着型・非装着型）」「入浴支援」に該当する機器 【イその他】 </td> <td data-bbox="1286 1010 1453 1294">100万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="938 1294 1286 1541"> 【介護ソフト】 重点分野で示す機器等のうち「介護業務支援」に該当する「介護ソフト」 </td> <td data-bbox="1286 1294 1453 1541">表3による</td> </tr> <tr> <td data-bbox="938 1541 1286 1637">重点分野で示す機器等のうち上記以外</td> <td data-bbox="1286 1541 1453 1637">30万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>表3 介護ソフトの基準額 職員数に応じて必要なライセンス数が変動するなど、職員数により合計金額が変動する契約の場合は、第1欄に定める区分ごとに第2欄に示す基準額、それ以外の方式の契約の場合は一律250万円を基準額とする。</p>	①対象経費の種類	②基準額	【ア介護テクノロジー】 重点分野で示す機器等のうち「移乗支援（装着型・非装着型）」「入浴支援」に該当する機器 【イその他】	100万円	【介護ソフト】 重点分野で示す機器等のうち「介護業務支援」に該当する「介護ソフト」	表3による	重点分野で示す機器等のうち上記以外	30万円
①対象経費の種類	②基準額									
【ア介護テクノロジー】 重点分野で示す機器等のうち「移乗支援（装着型・非装着型）」「入浴支援」に該当する機器 【イその他】	100万円									
【介護ソフト】 重点分野で示す機器等のうち「介護業務支援」に該当する「介護ソフト」	表3による									
重点分野で示す機器等のうち上記以外	30万円									

「介護テクノロジー」として選定された機器は、原則として補助対象とする。
 <福祉用具情報システム>
 (掲載先：<https://www.techno-aids.or.jp/ServiceWelfareGoodsList.php>)
 ※TAISに公表されていない機器等であっても、対象とする場合がある。

・【ア重点分野に該当する介護テクノロジー】の機器等の導入に付帯して必要となる経費は、主となる機器と併せて導入する場合に限って、補助対象とする場合がある。

なお、併せて導入する場合の基準額は、主となる機器と付帯して必要となる経費を合計して以下のとおり算出する。

①主となる機器が介護ソフトの場合は、表3に定める基準額

②主となる機器が介護ソフト以外の場合は、表1に定める1台あたりの基準額に導入台数を乗じた金額

また、通信費は上記経費には含まない。

機器等の導入に付帯して必要となる経費の例：

●介護テクノロジーを利用するためのWi-Fi環境を整備するために必要な経費（配線工事（Wi-Fi環境整備のために必要な有線LANの設備工事も含む）、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築等）

●介護テクノロジーの利用にともなって導入するPC、タブレット端末等

・重点分野のうち「介護業務支援」には、いわゆる介護ソフトも含まれる。介護ソフトについては、介護事業所等の業務を支援するソフトウェアであって、記録業務、情報共有業務（事業所内の情報連携のみならず、居宅サービス計画やサービス利用票等を他事業所と連携する場合を含む。）、請求業務を一気通貫で行うことが可能となっているものであること（転記等の

なお、訪問介護事業所等の居宅サービス事業所又は居宅介護支援事業所（介護予防も含む。）であって、令和7年度中に「ケアプランデータ連携システム」により5事業所以上とデータ連携を実施する場合は、基準額に5万円を加算することとする。

表3

① 職員数	② 基準額
1名以上10名以下	100万円
11名以上20名以下	150万円
21名以上30名以下	200万円
31名以上	250万円

注1) 職員数には、訪問介護員等の直接処遇職員だけでなく、ICTの活用が見込まれる管理者や生活相談員等の職員も算入して差し支えない。

(注2) 職員数については、申請時点における常勤換算方法により算出された人数（「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第37号）第2条第8号等の規定に基づいて計算した人数とし、小数点以下は四捨五入するものとする。）とするが、居宅を訪問してサービスを提供する職員（訪問介護員、居宅介護支援専門員等）及び管理者や生活相談員等の職員については、従事する職務の性質上、実人数（常勤・非常勤の別は問わない。）としても差し支えない。

<p>業務が発生しないものであること)とする。</p> <p>なお、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、システム更新の際の移行を迅速に行えるように、介護記録等のデータについては、CSVファイル、JSONファイル等、変換が容易なデータ形式で出力・入力できる機能を備えていることが望ましい。</p> <p>機能の詳細は、メーカーが提供するカタログ等の他、別途厚生労働省が情報提供する「介護ソフトの機能調査結果」を参考にする。</p> <p>・居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、居宅サービス事業所、介護予防サービス事業所が介護ソフトを申請する場合については、上記に加えて下記を要件とする。</p> <p>国民健康保険中央会が実施するベンダー試験結果及び厚生労働省が情報提供する「介護ソフトの機能調査結果」において、①「ケアプランデータ連携標準仕様」に準じた CSV ファイルの出力・取込機能を有していること、②公益社団法人国民健康保険中央会が運営する「ケアプランデータ連携システム」の活用促進のためのサポート体制が整っていることが確認できるものであること。</p> <p>ケアプランデータ連携標準仕様ベンダーテスト HP 掲載先： (https://www.kokuho.or.jp/system/care/careplan/)</p>	<p>(ウ) 補助額のうち、【ア重点分野に該当する介護テクノロジー】で示す機器等と一体的に使用するための情報端末(PC、タブレット端末)について、1台あたりの補助額は10万円以内とする。</p>
--	---